

都道府県公害審査会の動き (令和4年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事件名	受付年月日
神奈川県 令和4年(調)第4号事件	近隣工場からの騒音等防止請求事件	R4.10.7
大阪府 令和4年(調)第8号事件	エアコン室外機騒音被害防止請求事件	R4.11.8

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
宮城県 令和3年(調) 第1号事件 [倉庫からの騒音被害防止等請求事件]	宮城県 住民1人	小売業会社	令和3年2月19日受付 被申請人は、本件倉庫から発生している低周波音その他の騒音、ユニットクーラーのモーターその他の振動を可能な限り低減するために必要な万全の措置を講じること。	令和4年10月5日 調停成立 調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
埼玉県 令和4年(調) 第1号事件 [建築工事による騒音被害防止等請求事件]	埼玉県 住民1人	建設会社	令和4年8月3日受付 (1)被申請人は、建築工事の騒音及び振動について、軽減する具体的措置をとらなければならない。 (2)被申請人は、土日祝の建築工事について、原則的に中止・時短などの措置をとらなければならない。 (3)被申請人は、土日祝の建築工事について、事前に相談や明瞭明快な説明・通知などせねばならない。 (4)被申請人は、工事の方針を一方的に変えたり、指摘に対して横柄、感情的な対応をし	令和4年11月29日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			てはならない。 (5)被申請人は、常に周辺への配慮を欠かさず、自発的に誠意ある改善対策を継続しなければならない。	
静岡県 令和3年(調) 第1号事件 [洗車場からの騒音被害防止請求事件]	静岡県 住民1人	石油製品販売会社	令和3年4月1日受付 (1)被申請人は、大型掃除機の撤去・移動若しくは防音対策(敷地境界線で50dB以下)を実施すること。 (2)被申請人は、申請人宅との敷地境界線に高さ2m程度の防音壁を設置すること。 (3)被申請人は、洗車機の防音対策(敷地境界線で50dB以下)を実施すること。 (4)被申請人は、大型掃除機について22時から翌7時までの稼働を停止させること。 (5)被申請人は、実施した防音対策が十分でない場合、申請人宅に二重サッシを設置すること。 (6)被申請人は、洗車場利用者に対し、ドア開閉音の低減等近隣への配慮を促す表示を実施すること。 (7)被申請人は、洗車場照明設備に庇等を設置し、防眩対策を実施すること。	令和4年10月11日 調停打ち切り 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
愛知県 令和4年(調) 第1号事件 [鉄塔建替工事による振動被害防止請求事件]	愛知県 住民1人	送配電事業会社	令和4年7月28日受付 被申請人会社は、申請人の建物等に生じた被害損害工事金額、諸費用、慰謝料及び今後の追加被害金額等、計4,056,800円を支払うこと。	令和4年12月7日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 令和4年(調) 第3号事件 [解体工事等振動被害防止請求事件]	奈良県 住民1人	大阪府 上下水道事業管理者	令和4年6月6日受付 (1)申請人が所有する賃貸共同住宅を対象に被申請人が行った特定建設作業に関する振動について再調査するように求める。 (2)同賃貸共同住宅の中央広場に生じたコンクリートのクラ	令和4年12月28日 調停取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			ック及びコンクリート擁壁の傾斜などの損傷につき、その補修工事をするよう求める。 (3)同賃貸共同住宅の中央広場に生じたコンクリートのクラック及びブロック塀の傾斜などの損傷につき、その補修に係る費用金2,442万円の支払いを求める。	
和歌山県 令和4年(調) 第1号事件 [クリーニング工場からの悪臭被害防止請求事件]	和歌山県 住民1人	和歌山県 住民1人 クリーニング会社A 元クリーニング会社B	令和4年1月13日受付 (1)被申請人らは、テトラクロロエチレンやその蒸気を工場外に排出させないように相当な設備を設置すること。 (2)被申請人らは、作業環境測定記録及びその評価記録並びに作業記録を全て開示すること。 (3)被申請人らは、申請人に対し、連帯して金500万円を支払うこと。	令和4年11月14日 調停成立 調停委員会は、4回の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は 終結した。
福岡県 令和2年(調) 第2号事件 [菓子工場からの騒音被害防止請求事件]	福岡県 住民2人	福岡県 菓子工場	令和2年3月16日受付 被申請人は、低温倉庫、事務所及び工場の騒音を健康被害のない範囲まで低減するために、以下のとおり対策を講じること。 (1)低温倉庫(第一倉庫):24時間稼働している内部送風機について、特に午後10時から翌朝6時まで、シャッター遮音、倉庫内吸音及び送風機消音により低周波対策を行うこと。また、空調室外機2台のうち南側室外機の騒音の大きさを、騒音規制法に定める特定工場等における規制基準値以内とすること。 (2)事務所及び工場:騒音規制法に定める特定工場等における規制基準値以内とすること。	令和4年12月19日 調停取下げ 申請人は都合により 調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
熊本県 令和3年(調) 第1号事件	熊本県 住民1人	熊本県 住民1人 農業協同組合	令和3年4月7日受付 (1)被申請人Aは、自身が管理	令和4年10月27日 調停打ち切り 調停委員会は、3回

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
[農業用ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件]			<p>する農業用ビニールハウスのうち申請人宅側と近接する部分について、土地境界線から南東方向へ5メートル以上離すこと。</p> <p>(2)被申請人Aは、自身が管理する農業用ビニールハウス内で使用している暖房機について、現在の設置場所から10メートル以上南東方向へ移動させること。</p> <p>(3)被申請人B農業協同組合は、(2)の暖房機に起因する騒音の被害を継続及び拡大させないよう、被申請人Aに対し助言及び指導を行うこと。</p>	<p>の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として令和4年10月1日から令和4年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第112号 令和5年2月

編集 総務省公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当
Tel：03-3581-9601（内線2315）
03-3503-8591（直通）
Fax：03-3581-9488
E-mail：kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。